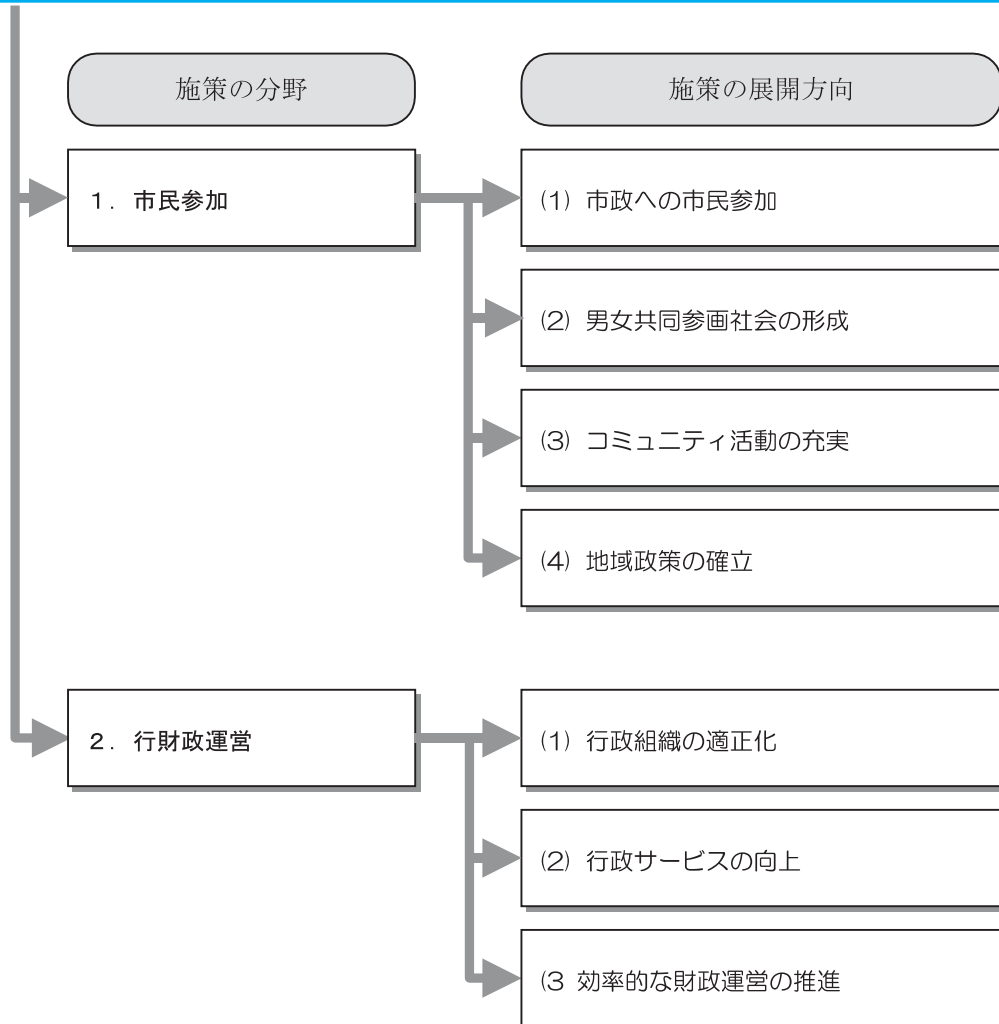


第6節

市民の創造力を生かした協働のまちづくり



1. 市民参加

● 現況・課題

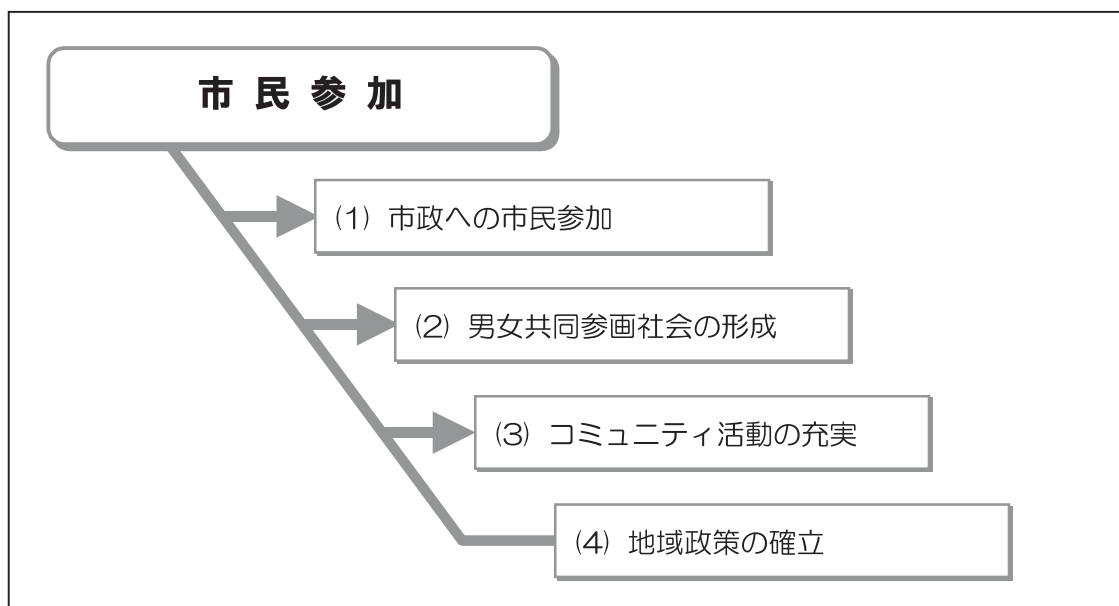
市民のライフスタイルや価値観の多様化が進展する中で、市民ニーズを的確に把握し、まちづくりに生かしていくことが求められており、市政の運営にあたっては、市民のまちづくりへの積極的な参画を推進し、市民と行政との協働で進めていくことが重要です。このため、広報紙やホームページなどを活用して迅速で正確な情報を市民に提供し、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、市政への市民の意見を反映させるため、多様な手段を用いて広聴活動を行っています。

また、男女共同参画社会の形成に向けて、すべての市民が個人として尊重され、対等に責任を担いながらまちづくりを進める取組が積極的に展開されており、本市においてもその基本的な計画を早期に策定し、事業の推進を図る必要があります。さらに、ボランティア活動やNPO活動等、市民が主体的に地域や社会の課題に取組、その解決に向けて社会貢献のできる活動を図るため、市民だれもがまちづくりに参加しやすい環境の整備や市民の意見がまちづくりに反映されるシステムの構築が求められています。

また、各地域の特性を生かしたまちづくりを図るために地域審議会を設置しており、これら地域からの情報発信機能をより充実していく必要があります。

● 施策の体系

『協働のまちづくり』を推進していく上で、市民参加については、「市政への市民参加」、「男女共同参画社会の形成」、「コミュニティ活動の充実」及び「地域政策の確立」の4つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



● 施策の展開方向

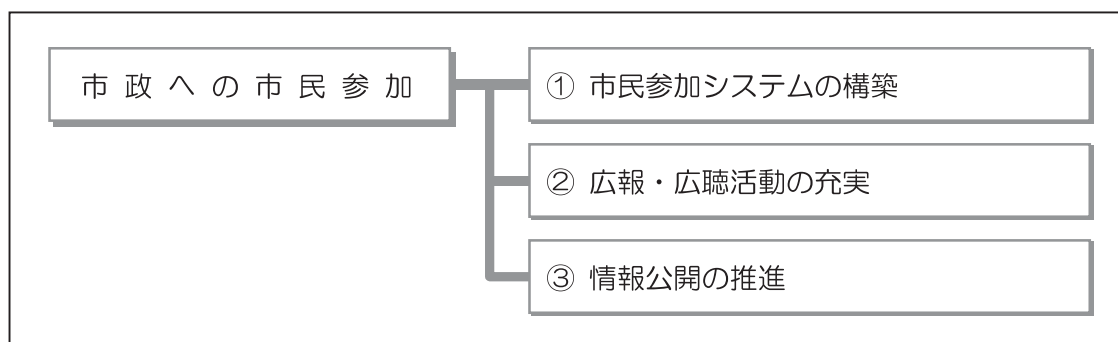
(1) 市政への市民参加

【施策の方針】

情報公開による開かれた行政を基本とし、市民だれもがまちづくりに参加しやすい環境の整備を推進するとともに、より多くの市民の意見がまちづくりに反映されるシステムの構築を図ります。

また、広報紙やインターネットなどを活用して、様々な情報提供を図るとともに積極的な情報公開を行い、だれでもまちづくりに参加しやすい環境の整備を図ります。

【主な施策等】



① 市民参加システムの構築

* まちづくりに関する基本原則や、情報共有の方法、計画段階からの市民参加方法などを明らかにする「まちづくり条例」を制定します。

* 各種計画の策定段階や政策形成過程等、様々な局面における市民参加システムの検討、確立を図るとともに、市民主体の地域づくりを目指します。

② 広報・広聴活動の充実

* 広報紙やインターネット、市民懇談会等による情報受発信の充実を図るとともに、市政モニター制度や市民の意見を各種計画に取り入れるパブリックコメント^{※33}を実施します。

③ 情報公開の推進

* 個人情報保護に留意しながら、行政情報の原則公開を基本に、透明性の高い行政を推進します。

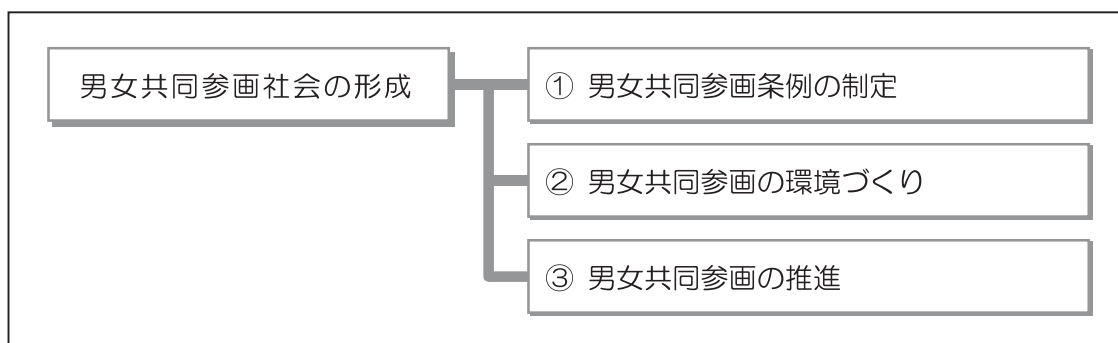
※33 条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表すること

(2)男女共同参画社会の形成

【施策の方針】

男女が互いの特性を認め、個人として尊重し合い、地域・職場・家庭等のあらゆる分野で対等な構成員として生きがいと誇りを持ち、ともに責任を分かち合える男女共同参画社会の構築に向けて市民への啓発活動を推進するとともに、男女が相互の協力のもとに家事・育児・介護等のできる環境整備を推進します。

【主な施策等】



①男女共同参画条例の制定

* 男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会形成に関する施策を体系的かつ総合的に推進するため、男女共同参画基本計画と行動計画を策定するとともに、この法的な根拠となる男女共同参画条例を制定します。

②男女共同参画の環境づくり

* 男女共同参画に関わる実態調査や各種研修会等学習機会の提供による市民意識の啓発を図るとともに、関係機関や地域、各種団体等との連絡・推進体制の整備を図ります。

③男女共同参画の推進

* 子育て支援や介護サービス等男女共同参画への側面的な支援を図ります。

* 女性の人材登録、登用の推進等能力発揮のための条件整備に努めるとともに、セクシャルハラスメントやドメスティック・バイオレンス^{※34}の根絶に取り組みます。

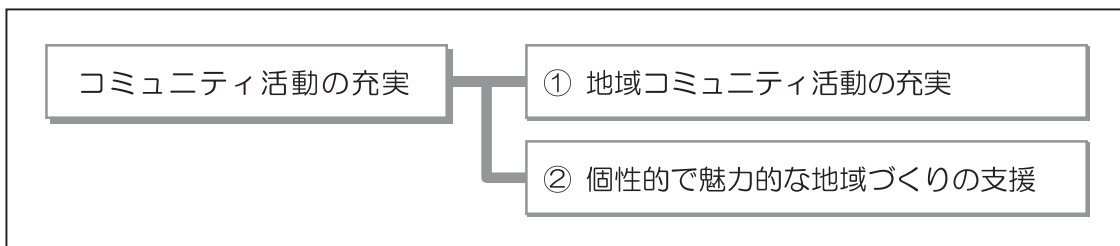
※34 夫やパートナー（婚約者、恋人）など親しい間柄にある男性が、女性にふるう暴力のこと

(3)コミュニティ活動の充実

【施策の方針】

分権型社会において求められている自己決定・自己責任に基づく地域づくりの推進に向けて、市民と行政のパートナーシップのもと、自治会組織等の自立支援や自治活動に関する市民意識の高揚を図るとともに、意欲あふれるNPO・ボランティア組織等個性的で魅力的な地域づくり活動への支援を図ります。

【主な施策等】



①地域コミュニティ活動の充実

- * 福祉・教育・衛生・施設管理・行政連絡など多様な機能を担っている自治会や町内会、コミュニティ組織等の自主的活動を促進できるよう、宝くじ助成制度や活動費助成、集会施設整備等の各種支援対策を推進します。
- * コミュニティ施設や集会施設の活用がより一層市民本位となるように、指定管理者制度の活用を推進します。
- * 地域が一体となった将来性豊かな地域コミュニティ活動を奨励、支援するとともに、コミュニティ活動を担うリーダーの育成を支援します。

②個性的で魅力的な地域づくりの支援

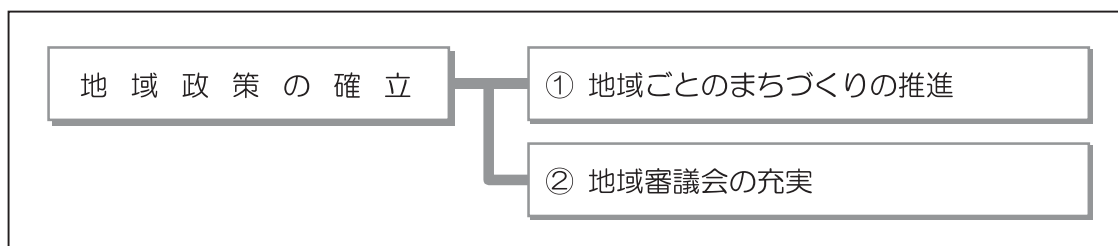
- * NPOや各種ボランティア組織、地域づくり活動におけるリーダーの育成を図るとともに、独創的なコミュニティ・まちづくり活動や地域の将来ビジョンとなる「まちづくり計画書」の自主的な策定などを支援します。
- * 市民活動に参加できる環境づくりと活動しやすいサポート体制の整備をするとともに、これから活動しようとする市民活動を支援します。

(4)地域政策の確立

【施策の方針】

地域の個性ある地域づくり・まちづくりを尊重しながら、市民のまちづくりの積極的な参画を推進し、登米市全体の調和と均衡ある地域の発展を目指し、地域の特性を生かした施策の展開を図ります。

【主な施策等】



①地域ごとのまちづくりの推進

* 若者をはじめとする地域住民の参加をベースに、地域の特性を生かしたまちづくりや地域が活性化を図るための施策を展開していきます。

②地域審議会の充実

* 地域の実情に応じた施策の展開やきめ細やかな行政サービスの実現に向けて、市民の意見を市政に反映させるため、地域審議会の充実を図ります。また、地域からの市民の声が反映できるシステムづくりを推進します。



2. 行財政運営

● 現況・課題

近年の地方財政をとりまく環境は急速に変化を続け、景気の低迷による税収の減少、国庫補助負担金や地方交付税の削減が進む一方で、多様化・高度化する市民ニーズへの対応が必要となることなどから非常に厳しい状況となっています。

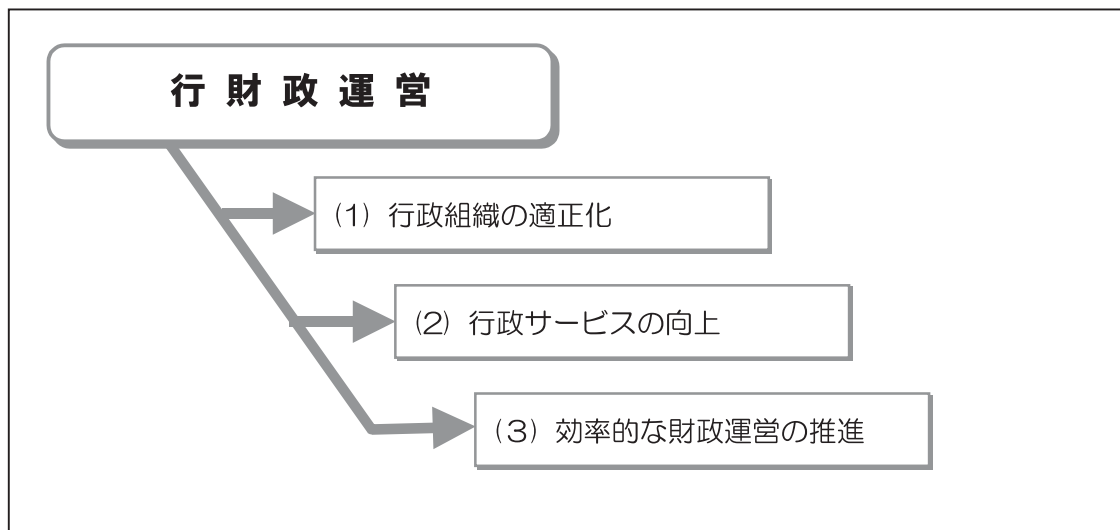
今後、地方自治体に求められる役割と責任は、地方分権推進法の施行によって増加してきており、現行の事務事業やサービスのあり方を見直し、登米市としての行政組織と職員数の適正化を図りながら行政体制の整備を行うことが急務となっています。

また、職員の意識改革と政策形成能力の向上等に努めながら、効率的で実効性が高いサービスの提供と効果的な行政運営の推進に向けて、より積極的に行財政改革に取り組んでいく必要があります。

特に、限られた行政資源を有効に活用して質の高い行政サービスを提供し、市民の満足度を向上させるため、効率的な行政のスリム化に努めるとともに、市民の立場に立ったサービスの提供と成果重視の考え方に転換していくことが重要となっています。

● 施策の体系

『協働のまちづくり』を推進していく上で、行財政運営については、「行政組織の適正化」、「行政サービスの向上」及び「効率的な財政運営の推進」の3つの視点から、総合的かつ計画的な施策を展開していきます。



● 施策の展開方向

(1) 行政組織の適正化

【施策の方針】

行財政改革の推進に向けて、行政組織の適正化・スリム化と職員の行政マンとしての意欲と能力の向上を図り、住民福祉・行政サービスの向上に努めていきます。

【主な施策等】



① 住民ニーズへの的確・迅速な組織づくり

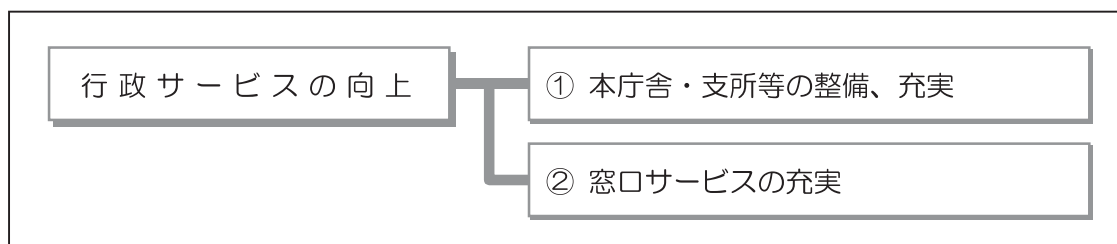
- * 自主・自立的な行政の展開を図り、かつ、多様化する住民ニーズへの効率的な対応と住民サービスの向上を図るため、行政評価システムを導入します。
- * 行財政改革による組織の見直しを図り、行政組織機構の簡素化を進めます。
- * 行政需要の動向に対応し、事務事業の統廃合・縮小、事務の民間委託などによる減員の数値目標を掲げた定員適正化計画を策定し、計画的な職員の定員管理を実施します。
- * 市政への担い手としての幅広い視野と創造性に富んだ能動的な行政マンを育成するため、職員研修の充実を図ります。

(2)行政サービスの向上

【施策の方針】

地域の公共施設の機能強化及び相互のネットワークの強化を進め、市民生活に密着し、利便性の高い行政サービスの向上を図ります。

【主な施策等】



①本庁舎・支所等の整備、充実

- * 本庁舎・総合支所等の公共施設の耐震改修及びアスベスト対策を行うとともに、市民生活に密着した行政サービス施設としての機能強化及び相互のネットワーク強化を図ります。
- * 市内の公共施設の再編による効率化を進め、組織機構の見直しを図ります。
- * 新庁舎建設は、行政機能の充実とともに、情報発信の場、市民の交流の場及び災害時に対応する防災拠点等に配慮した検討を行い、市民の利便性を考慮し推進します。

②窓口サービスの充実

- * 各種届出等の窓口業務を統合し、ワンストップサービス^{※35}による住民サービスの向上を図るとともに、市民が利用しやすいサービス体制を整えていきます。



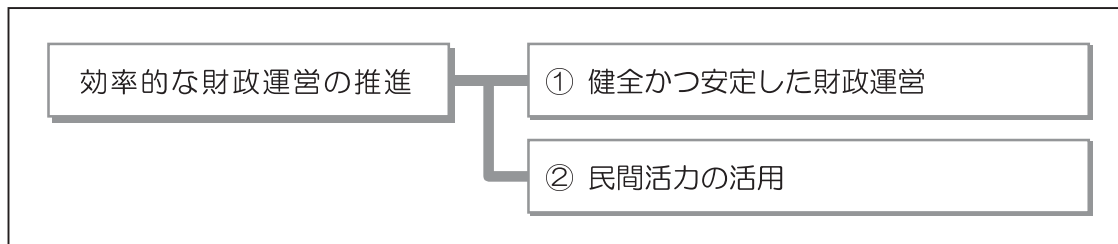
※35 複数の部門や機関にまたがる行政サービスを、1つの窓口で受け付けて提供できるようにすること

(3)効率的な財政運営の推進

【施策の方針】

行政と民間の役割分担を見極め、行政への民間参入を促進しながら、事務事業の適正な見直しを図るとともに、合併特例債等を有効に活用し、健全かつ効率的な財政運営を推進します。

【主な施策等】



①健全かつ安定した財政運営

- * 行財政改革大綱を策定し、効率的かつ中長期的な視点からみた財政計画の作成・運用を図るとともに、総合計画と連動する行政評価システムの導入にあわせて、事務事業の適正な見直しを行います。
- * 合併特例債等の有効活用を図りながら、健全かつ安定した財政運営に向けて、適正な財源の確保と内部経費の削減に努めます。
- * 行政と住民の本来的な役割分担を考慮し、受益者側において負担することが適当である場合には、住民の理解を求めながら、受益者負担の適正化を推進します。
- * 収納率を高めるための徴収対策計画を作成し、適切な自主財源の確保に努めます。

②民間活力の活用

- * 指定管理者制度の導入等により、各種公共施設の管理運営に関する民間委託を推進するとともに、民間の資金・ノウハウを活用したPFI事業^{※36}の導入を進めます。

※36 民間の資金、経営能力、技術的能力、創意工夫等を活用して、公共施設の設計・建設・維持管理・運営等を一括してサービスとして調達する、社会資本整備の新しい手法